

令和4年3月15日

懲戒処分の公表

次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 被処分者
建設水道課 20代職員
2. 処分の内容
減給1月 10分の1
3. 処分年月日
令和4年3月15日
4. 処分の根拠
地方公務員法第29条第1項第2号に該当するもの。
5. 事案の概要
公文書の不適正な取扱い及び町有財物の不適正な処理が確認された。